

家計急変 緊急貸付金 家計が急変し修学が困難な学生に対して、本学が無利子で貸与する制度

在学する正規生で、主たる家計支持者の失職、退職、破産、病気、死亡等により家計が急変した人

随時受付を行っていますので、該当者は学生部へお問い合わせください。

※家計が急変してから **12 か月以内**に申し込む必要があります。

○ 奨学金の返還

卒業後に返還の義務があります。

○ 連帯保証人・保証人の選任

奨学金を借りる場合は、連帯保証人・保証人の選任が必要です。

連帯保証人

あなたと連帯して返還の責任を負う人

- ① 奨学生が未成年の場合、親権者である父母（父母がいない場合には未成年後見人）。
- ② 奨学生が成年の場合、原則として、父母・兄弟姉妹・又はおじ・おば等。

保証人

あなたと連帯保証人が返還できなくなったときに、代わって返還する人

- ① 父母以外の 4 親等以内の親族（兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等のこと）で、連帯保証人と別生計の人。
- ② 該当者がいない等やむをえない場合を除き、65 歳以上の人はさけてください。

以下に該当する人は連帯保証人・保証人に選任できません。

- ❖ 未成年者及び学生である兄弟姉妹、奨学生の配偶者
- ❖ 貸与終了時に奨学生が満 45 歳を超える場合は、その時点で満 60 歳以上の人
- ❖ 債務整理中（破産等）の人

○ 貸費額

当該学期の学費相当額を上限に貸費